

「改正外為法は企業活動にどのような影響を与えるか」

八千代国際大学政治経済学部 教授 楠本博氏

橋本総理は、ビッグバンは、フリー（自由に）フェア（公明正大に）グローバル（海外慣行）を取り入れ、実現すると発言した。そのフロントランナーが、98年4月に発効する改正外為法である。その後、金融機関の業態間相互参入、金融持株会社制度導入、投資一任勘定導入、株式売買手数料の自由化、有価証券取引税の廃止、フューチャーズ取引・オプション取引・スワップ取引の自由化等が順次実施される。企業は、ディスクローズ競争を強いられ、意思決定経過まで公表するようになる。

デリバティブ商品が出しやすくなり、ファンドマネジャーの名前と成績が公表され、成績の良いところに金が集まる。そして人々は、投資信託を積極的に利用するようになる。金融商品に付加価値をつけて儲けることが銀行本来の仕事となる。競争に負けた金融機関は淘汰される。

一方、効率化によって大口機関投資家を優遇し、一般の小口投資家を冷遇する恐れが出てくる。また、外国金融機関の日本進出により、日本の金融機関がほとんど淘汰されてしまう恐れがある。金融機関は、専門性が問われ、調達資金の有効活用に対しての厳しい評価が下され、貸手責任を問われる。

いつでも誰でも、居住者非居住者、国内国外を問わず、証券・預金口座を自由に開き、資産運用を外国で行なうことができる。日本で運用した方が有利であれば外貨の流入は増えるが、今の日本の金融機関の能力では外国金融機関に太刀打ちできない。資金は急速に海外に向かって流出し、国内の口座は単なるトンネル口座になる可能性が高い。国内運用の不利な点は、税率の高さにもある。金は有利な方に流れる。

企業は、外国通貨での決済が認められ、輸出入代金を円に替える手間がなくなり、為替手数料が不要、為替変動の心配もなくなる。また、輸出入代金は複数の企業間でも相殺でき、手数料の軽減は相当なものになる。企業グループ内での外貨の貸借も認められ、外貨取引が金融機関から離れて、企業が外為銀行の機能を持つ。そして海外に管理銀行を持って外—外—の決済を行なう。社内の余剰外貨を外国の投資顧問会社に委託して有利な運用を図る。外貨が商品取引と同じ意味を持ってくる。企業は、資金を取り扱う機関を内部に持つか、金融機関に頼るか、アウトソーシング化するか、決断を迫られることになる。